

優秀賞

避難行動要支援者を 火災や地震から守れ！！ ～16年連続で一声訪問事業を実施～



大阪府 豊中市消防局

事例類型 I 実効性向上 / VI 広報活動 / VIII その他
取組期間 平成 18 年 10 月から

背景

火災や地震等の災害が発生した際、自ら避難することが困難な高齢者や重度障がい者の方々が、人口 40 万人の豊中市には約 1 万 1 千人在住している。豊中市での過去の災害事案を検証すると、避難行動要支援者への予防対策が火災等の減少やそれによる死者の減少に繋がるのではないかと考え、消防による一声訪問事業が平成 18 年から始まった。

この取り組みは、火災等による死者をゼロにするという究極の使命を実現するため、災害に遭われた時の対応や避難方法に加え、日常生活における火災予防上の注意事項等も直接指導し、市民に寄り添ったサービスとなっている。SNS やホームページ等を活用した情報発信も積極的に行っているが、それらの扱いに不慣れな高齢者等にも、有意義な情報を届けたいとの想いで日々活動している。

内容

1 平成 18 年から消防職員の半数以上を動員し毎年実施

査察を行っている各署所の消防隊、救助隊、兼任救急隊（予防技術資格者含む約 300 名）が、対象者宅を当務日に訪問し、就寝場所（寝室階等）及び避難に必要な能力（自力避難の可否）についての実態把握を行う。また、火災予防に関する指導（コンロやコンセント周りの清掃や寝たばこ防止等）も行い、火災の未然防止に努めている。更に、住宅用火災警報器の取付支援リーフレットを配布し、設置及び交換の際の利用を促進している。

2 一声訪問事業の対象者

豊中市が実施する「防災・福祉ささえあづくり推進事業」において、避難行動要支援者名簿に登録されている方（特記事項参照）で、避難支援等関係者に対する情報提供に同意している方を訪問している。

3 消防防災情報システムにデータを反映し、災害現場の活動に活用

情報提供に同意頂いた方々のデータを消防防災情報システムに登録し、それらの情報（自力避難可否、就寝場所、特記情報等）は、指令台の地図上にあるシンボルマークをクリックすることで表示される。災害時には指令センターから無線で出動隊へ情報提供し、迅速な初動対応に活用している。



救助隊による一声訪問の様子



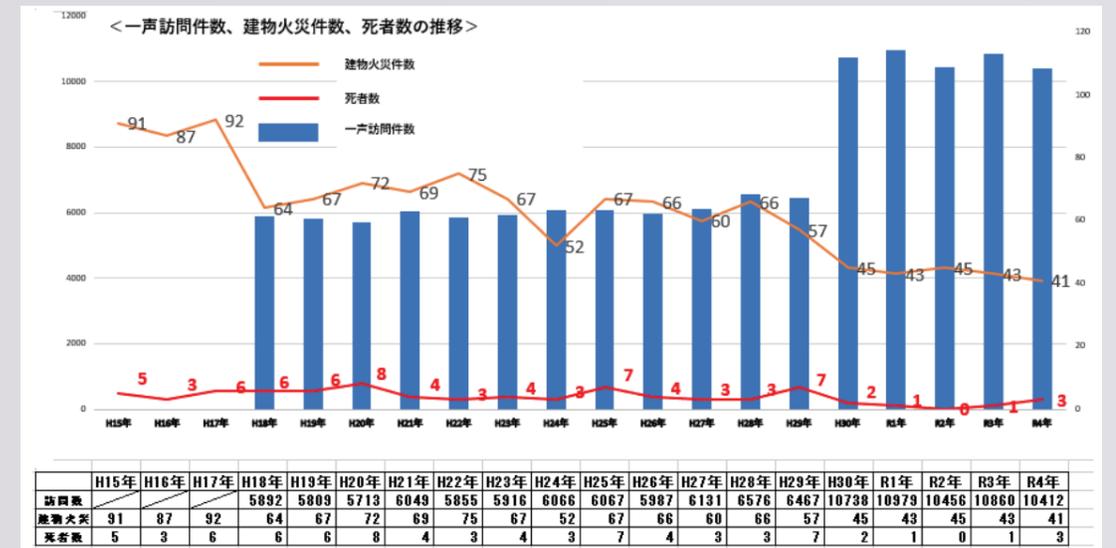
取付支援リーフレット

4 住宅用火災警報器の設置依頼があれば、予防課職員が設置訪問

一声訪問対象者全戸に住宅用火災警報器の取付支援リーフレットを配布した。取付依頼があれば予防課職員が依頼先に訪問し、設置場所等の確認を行った後に設置可能と確認できれば設置を行う。この事業は、警報器の取付のみに留まらず、依頼先で起こりえる火災危険の未然防止も兼ねている。ろうそくに火を灯していた一人暮らしの高齢者宅へ取付に伺った際には、職員からの「電気式のろうそくも販売されているので、安全のためにそちらに変更した方が良い。」という提案を受け入れて頂いた。結果的に火災の未然防止に繋がり、火の取り扱いを心配していた別居の親族からも感謝の電話を頂いた。

成果

当局消防職員の過半数を動員し、避難行動要支援者宅における実態把握を行いながら、一人ひとりに寄り添った火災予防を続けたことで、本事業の開始前と開始後で比較すると火災件数が大幅に減少し、訪問対象者を拡大した平成 30 年以降の火災件数及び死者数は更に減少した。過去の災害事案の検証とその対策を継続したことが実を結ぶ結果となり、今後も更なる減少に向けて職員の士気向上に繋がった。



特記事項

<避難行動要支援者名簿登録者>

- ・65歳以上の単身世帯で、介護保険法に定める要介護1または2並びに要支援1または2の認定を受けた者
- ・介護保険法に定める要介護3、4または5の認定を受けた者・難病患者
- ・身体障害者手帳所持者（児）・精神障害者保健福祉手帳1級所持者で単身者・療育手帳A所持者で単身者
- ・災害時の自力避難に不安を抱く者で、市長又は消防局長が特に必要と認めた者及び平成29年度までの一声訪問事業の対象者で「防災・福祉ささえあづくり推進事業」では該当しないが、訪問を同意している者